

自転車の幼児用座席に 小学校入学前の6歳の子も 乗車させることが可能に!

自転車の幼児用座席に乗車させる者の年齢制限を「6歳未満の者」から「小学校就学の始期に達するまでの者」に改正

これまでは、6歳になったお子さんは自転車の幼児用座席に同乗できなくなっていました。これからは、**6歳になっても小学校に入る直前の3月31日までは自転車の幼児用座席に同乗できるようになりました!**



※「小学校就学の始期に達するまで」… 6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日まで

自転車の乗車人員について

◆自転車は原則として運転者以外の者の乗車が禁止
【2人乗り等の禁止：罰則…2万円以下の罰金又は科料】

◆例外的に、以下の場合には運転者以外の者を乗車させることができます。



16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させている場合



16歳以上の運転者が、4歳未満の者を背負い、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させている場合

16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させている場合



16歳以上の運転者でも、4歳未満の者を背負い、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させている場合は×



※「幼児2人同乗用自転車」… 運転者のための乗車装置及び2つの幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車

注意点

◆全員、必ずヘルメットをかぶりましょう。



◆お子さん2人を乗せるときは後ろを乗せてから前を、降ろすときは前を降ろしてから後ろを、の順を守りましょう。

◆幼児用座席は、製品ごとに体重の上限や目安身長が定められていますので、使用前に確認しましょう。

【後形】

- 体重：8kg ～ 22kg
- 年齢：1歳以上小学校就学の始期に達するまでの者
- 目安身長：70cm ～ 115cm

【前形】

- 体重：8kg ～ 15kg
- 年齢：1歳以上4歳未満
- 目安身長：70cm ～ 100cm

一般財団法人製品安全協会
「自転車用幼児座席のSG基準」

